

東京都特定不妊治療費助成事業について

【制度の概要】

この制度は、高額な医療費を要する不妊治療にかかる経済的負担を軽減することを目的としています。特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する、**医療保険が適用されない費用の一部**を東京都が助成します。

1年度（4月1日から翌年3月31日まで）当たり治療1回につき15万円まで、他の自治体（道府県・指定都市・中核市）での助成を含め、1年度当たり2回を限度に、通算5年度まで申請することができます。

【申請期限】

治療が終了した日（妊娠確認*又は医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日）の属する年度の末日（3月31日）（消印有効）までに申請してください。ただし、1月1日から3月31日までの治療終了分については、**翌年度の助成対象**として、同年4月1日から6月30日（消印有効）まで申請することもできます。年度末には申請が集中しますので、治療終了後できるだけ速やかにご申請ください（*妊娠の有無は助成の要件ではありません。）

【給付の対象者（条件）】

| | 条 件 | 備 考 |
|---|--|---|
| 1 | 申請日現在、東京都内に住所があること。 | 夫婦の住所が異なる場合は、所得額の多い方の住所が都内である場合に助成対象になります。都外にお住まいの方の所得が高い場合は、その方がお住まいの道府県（政令指定都市、中核市にお住まいの方は各市）にお問い合わせください。 |
| 2 | 法律上の婚姻をしている夫婦であること。 | 事実婚は、対象になりません。 |
| 3 | 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師が診断したこと。 | 1回の治療（採卵準備のための投薬開始から、妊娠確認日または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日まで。詳細は4ページを参照）の終了後に、「特定不妊治療受診等証明書」により指定医療機関で証明を受けてください。 |
| 4 | 指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと。 | |
| 5 | 同年度に2回（治療1回につき15万円まで）助成を受けていないこと。 | 治療1回につき15万円まで、1年度（4月1日から翌年3月31日まで）当たり2回まで 申請できます。 |
| 6 | 過去に5年度にわたり、助成を受けていないこと。 | 5年度（期間が連続している必要なし）まで助成を受けられます。 |
| 7 | 申請日の前年（1月から5月までの申請日については前々年）の夫婦合算の所得額が 730万円未満 であること。 | 所得額の計算方法は2～3ページ【所得額の計算方法】のとおり |

【必要書類】 別紙「提出書類チェックシート」もあわせてご覧ください。

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 特定不妊治療費助成申請書 （申請者・配偶者が記入する。） | ・ 1、2は別紙の指定様式をお使いください。 ・ 3、4、5、6は申請する方がご用意ください。 |
| 2 | 特定不妊治療費助成事業受診等証明書 （指定医療機関が記入する。） | |
| 3 | 住民票の写し 又は外国人登録原票記載事項証明書 （コピー不可） | ご夫婦それぞれの居住地・生年月日を確認します。申請日から3か月以内に発行されたものであることが必要です。 |
| 4 | 戸籍謄本 又は外国人登録原票記載事項証明書 （コピー不可） | 婚姻関係を確認するための書類です（住民票に続柄（世帯主及び「夫又は妻」）が記載されている場合は不要です。）。申請日から3か月以内に発行されたものであることが必要です。 |
| 5 | 指定医療機関発行の領収書のコピー 領収書の原本はお手で保管してください。 合計額が申請額以上のもの | 特定不妊治療費助成事業受診等証明書に記載された治療期間内のものであることと、助成対象となる治療費に係るものであることを確認してください。（4ページQ4を参照） |
| 6 | 課税（非課税）証明書 又は住民税額決定通知書のコピー 合計所得額及び控除内訳が記載されたもの | 申請者及び配偶者の所得額を確認するための書類です。1月1日現在の住所地の区市町村が発行するものです。収入のない場合は非課税証明書が必要です。 |
| 注1 | 治療時期に関わらず、特定不妊治療費助成申請書に記入する申請日が、1月～5月の場合は前々年1年間の所得を、6月～12月の場合は前年1年間の所得を審査します。（4ページQ3を参照） | |
| 注2 | 6の書類を準備することが困難な場合には、下記のいずれかでも可とします。 確定申告書第一表及び第三表の本人控のコピーで、税務署受付印があるもの（電子申請の場合 e-Taxからの受信通知を印刷の上、添付すること。）。第三表は該当者のみ 年末調整済みの源泉徴収票のコピー（確定申告をしていない場合のみ可） 又は を添付する場合は、特定不妊治療費助成申請書に記入する申請日が、1月～5月の場合は前々年のものを、6月～12月の場合は前年のものを添付します。 | |

【振込先口座の指定】

振込先口座は、申請者名義の口座を指定してください（配偶者口座は指定できません）。
 ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
 インターネットバンクなどの東京都の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。
 東京都の公金取扱金融機関については、東京都会計管理局ホームページ「東京都公金を納付できる金融機関一覧」をご参照ください。

【申請方法】

必要書類一式を封書で下記の送付先にお送りください（簡易書留をお勧めします）。
 直接持参される場合は、平日9時から18時までの時間にお越しください。
ご提出の前に、別紙「提出書類チェックシート」により確認をお願いします。
 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
提出いただいた書類は返却できません。コピー可のものはコピーを提出されることをお勧めいたします。
 申請書類に不備不足があった場合には、確認や追加提出依頼のために担当者から連絡することがあります。
 こちらから御自宅に連絡する際に、プライバシーについて特段の配慮が必要な方は、その旨（文書郵送の
 あて先、発信者名の表記方法、携帯電話番号等について具体的に）メモにてお書き添えください。
メモを添付する場合には、メモにも申請者名を記入するようにしてください。
 助成の承認・不承認については封書にてお知らせします。

【申請書の送付先及び問い合わせ先】

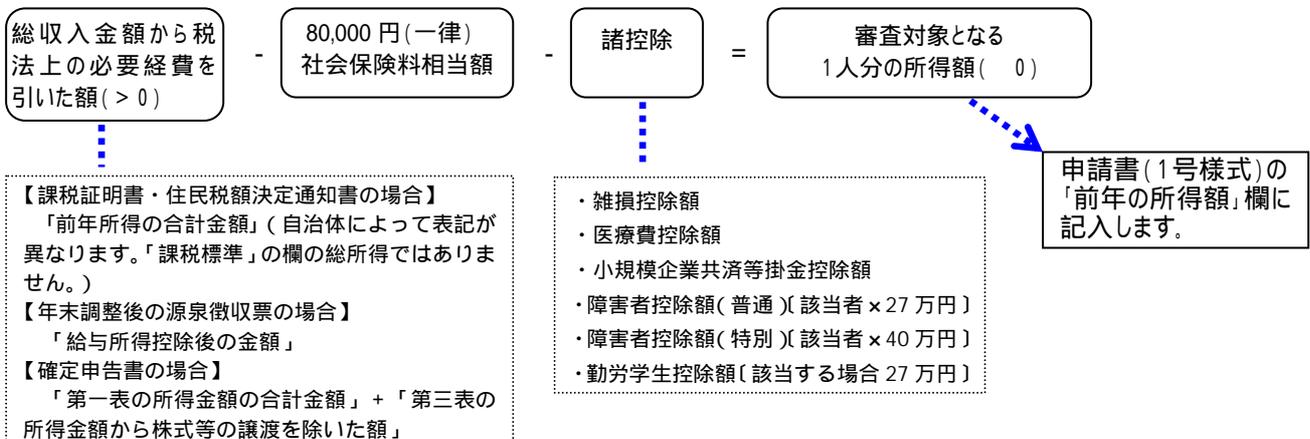
住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
 東京都福祉保健局 少子社会対策部 子ども家庭支援課 母子医療助成係
 電話番号：03-5320-4375（直通） 都庁第一本庁舎23階
 ホームページ：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html>

東京都福祉保健局 不妊治療費助成

検索

【所得額の計算方法】 夫婦合計の所得額が730万円未満であることが申請の要件です。

前年（助成金を申請する日が1月1日から5月31日までの場合は前々年）の所得額について計算します。



次ページ【参考 所得額の計算方法の例】もあわせてご覧ください。

【参考 所得額の計算方法の例】

所得を確認する書類が確定申告書 A の場合

税務局長 平成 年分の所得税の確定申告書 A
受付印 (単位は円)

| 収入金額等 | | 所得金額等 | | 所得控除 | | 税 | |
|-------|-----------|-------|-----------|------------|-----------|--------------------------|---------|
| 給与 | 750,000 | 給与 | 100,000 | 社会保険料控除 | 118,200 | 課税される所得金額 (21) | 186,700 |
| 公的年金等 | 329,170 | 雑 | 229,170 | 小規模企業共済金控除 | | 上の(21)に対する税額 (22) | 18,670 |
| その他 | 250,000 | 配当 | 60,000 | 生命保険料控除 | 88,500 | 配当控除 (23) | 6,000 |
| 配当 | 60,000 | 一時 | 144,000 | 損害保険料控除 | 15,000 | 住宅借入金(取得)等特別控除 (24) | |
| 一時 | 144,000 | 合計 | 3,171,700 | 寡婦、寡夫控除 | 0 | 政党等附金特別控除 (25) | |
| 合計 | 3,171,700 | | | 勤労学生、障害者控除 | 0 | 住宅耐震改修特別控除 (26) | |
| | | | | 配偶者控除 | 380,000 | 雑引所得税額 (22-23-24-25-26) | 180,700 |
| | | | | 配偶者特別控除 | 0 | 災害減免額外国税額控除 (29) | |
| | | | | 扶養控除 | 0 | 再雑引所得税額 (27-28) | 180,700 |
| | | | | 基礎控除 | 380,000 | 定率減税額 (30) | 18,070 |
| | | | | からまでの計 | 981,700 | 源泉徴収税額 (31) | 124,564 |
| | | | | 雑損控除 | 250,000 | 申告納税額 (29-30-31) | 38,000 |
| | | | | 医療費控除 | 430,000 | 納める税金 (32) | |
| | | | | 寄付金控除 | 30,000 | 還付される税金 (33) | |
| | | | | 合計 | 1,304,700 | 配偶者の合計所得金額 (34) | |
| | | | | | | 雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 (35) | 12,036 |
| | | | | | | 未納付の源泉徴収税額 (36) | |
| | | | | | | 申告期限までに納付する金額 (37) | 19,000 |
| | | | | | | 延納届出額 (38) | 19,000 |

第一表

諸控除は ○ のみが対象です。

この場合の所得額の計算方法

所得金額の合計額 - 80,000 円 (一律) - 諸控除 = 本事業での所得額
 3,171,700 円 - 80,000 円 - 293,000 円 = 2,798,700 円

所得を確認する書類が源泉徴収票の場合

平成 年 給与と所得の源泉徴収票

| 区分 | 氏名 | 住所 | 種別 | 支払金額 | 給与と所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 |
|---------------------------------|-----------|-----------------|----------------|------------|-------------|------------|--------------|
| 東京都 区 2-3-4 | 東京 太郎 | | 給与 | 5,759,269 | 4,064,800 | 1,039,999 | 247,900 |
| 控除対象配偶者の有無 | 配偶者特別控除の額 | 扶養親族の数 (配偶者を除く) | 障害者の有無 (本人を除く) | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 損害保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 |
| 有 | 0 | 1 | 有 | 660,000 | 100,000 | 3,000 | |
| (摘要) 年調定率控除額 6500 円 国民年金保険料等の金額 | | | | 配偶者の合計所得 | | 個人年金保険料の金額 | |
| | | | | 長期損害保険料の金額 | | 0 円 | |
| 本人が障害者 | 寡婦 | 寡夫 | 勤労学生 | 外国人 | 中途就職・退職 | 受給者 | 生年月日 |
| 特 別 | 一 般 | 一 般 | 有 | 就 職 | 退 職 | 明 大 昭 平 | 年 月 日 |

この場合、本人がその他の障害者に該当するため 270,000 円

この場合の所得額の計算方法

給与と所得控除後の金額 - 80,000 円 (一律) - 諸控除 = 本事業での所得額
 4,064,800 円 - 80,000 円 - 270,000 円 = 3,714,800 円

【助成対象となる「1回の治療」の考え方】 網掛け部分が助成対象となる治療です。

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

| 治療内容 | 採卵まで | | | | 受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養) | 胚移植 | | | | | | 妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後) | 助成対象範囲 |
|---|-----------------------------|----------------------------|----|-------|-------------------------|-------|---------|-------|------------------------|-----|---------|-------------------------|--------|
| | (自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬) | (自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射) | 採卵 | 採精(夫) | | 新鮮胚移植 | | 凍結胚移植 | | | | | |
| | | | | | | 胚移植 | 黄体期補充療法 | 胚凍結 | 薬品投与 (自然周期で行う場合もあり) | 胚移植 | 黄体期補充療法 | | |
| 平均所要日数 | 14日 | 10日 | 1日 | 1日 | 2~5日 | 1日 | 10日 | | 7~10日 | 1日 | 10日 | 1日 | |
| A 新鮮胚移植を実施 | | | | | | | | | | | | | |
| B 凍結胚移植を実施* | | | | | | | | | | | | | |
| C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施 | | | | | | | | | | | | | |
| D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 | | | | | | | | | | | | | |
| E 受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止 | | | | | | | | | | | | | |
| F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止 | | | | | | | | | | | | | |
| G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止 | | | | | | | | | | | | | |
| H 採卵準備中、体調不良等により治療中止 | | | | | | | | | | | | | |

* B:採卵・受精後、間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

【よくある質問】 福祉保健局ホームページの特定不妊治療費助成事業Q & Aもあわせてご覧ください。

| | |
|--|--|
| Q 1 配偶者の扶養に入っていて所得がありません。所得証明書は提出しなくてもいいですか？ | A 1 所得がないことの証明として、住民税非課税証明書を御提出ください。 |
| Q 2 22年3月に採卵をして22年4月に胚移植、妊娠判定検査をしました。治療期間が年度をまたがっているのですが、助成年度は21年度、22年度のどちらになりますか？ | A 2 助成年度は助成金の申請を行う日によって決まります。申請は治療終了後に行うので、22年度分の申請となります。 |
| Q 3 所得証明書類として課税証明書を添付するのですが、いつの年度のものが必要ですか？ | A 3 <例> 22年1月~5月に申請する場合 : 21年度課税証明書を添付(20年の所得を証明) 22年6月~12月に申請する場合 : 22年度課税証明書を添付(21年の所得を証明) 住民税は、課税年度の前年1年間の所得に応じて課税されるもので、毎年5~6月頃に当該年度の課税証明書が交付可能になります。本事業の所得審査の対象となる年は毎年6月1日に切り替わるので、「申請時点で交付される最新の課税証明書」を添付していただければほぼ大丈夫です。ただし、5~6月にかけてご申請される場合には、自治体によって発行可能な最新年度が異なりますのでご注意ください。 |
| Q 4 助成の対象となる治療費用の範囲は？ | A 4 治療期間内の保険適用外の治療分で、採卵準備のための投薬から注射、採卵、胚移植の処置費、妊娠確認検査費用などです。なお、入院費、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保存料)、文書料は助成の対象としません。 |
| Q 5 都外の医療機関で治療を受けたのですが、対象になりますか？ | A 5 所在する道府県・指定都市・中核市において指定医療機関となっていれば対象になります。 |
| Q 6 助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか？ | A 6 1年間にかかった医療費から助成金の額を差し引いた額について医療費控除の対象になります。 |
| Q 7 前年1年間は海外にいました。所得の証明は何を提出すればいいですか？ | A 7 海外での所得は計算の対象外になりますので、海外にいた証明(戸籍の附票等)を御提出ください。 |